

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は、地方税に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、このようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。

特記事項

地方税に関する事務では、事務の一部を民間事業者に委託しているため、事業者選定の際に事業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中野区長

公表日

令和6年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課徴収事務
②事務の概要	<p>◆特別区民税・都民税賦課関連業務 地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告書及び給与支払者・年金保険者から提出された給与・年金の支払報告書をもとに、特別区民税・都民税を計算し賦課する。</p> <p>(1) 賦課資料の入手 納税義務者・国税庁・給与支払者・年金保険者・他自治体から賦課資料を取得する。</p> <p>(2) 賦課関連情報の照会 賦課に必要な生活保護等の情報を庁内連携により照会する。</p> <p>(3) 住民登録外者の調査 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムにより照会・確認する。</p> <p>(4) 賦課情報の作成 上記(1)～(3)により賦課情報を作成する。</p> <p>(5) 税額の通知 納税義務者・特別徴収義務者に税額を通知する。</p> <p>◆特別区民税・都民税収納関連業務</p> <p>(1) 収納情報の管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賦課情報の入手 特別区民税・都民税の賦課情報を税務システム(課税)の課税台帳ファイルから入手する。 ○ 収納情報の入手 住民等が納付した収納情報を指定金融機関などから入手し、税務システム(収納)に登録する。区窓口等での収納情報は、パンチ事業者に提供、データ化し、税務システム(収納)に登録する。 <p>(2) 過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を作成し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をパンチ事業者に提供し、データ化する。データ化したファイルを税務システム(収納)に登録する。</p> <p>(3) 督促に関する業務 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を督促状印刷データとして出力、封入封かん委託事業者に提供、督促状の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に督促状を送付する。</p> <p>(4) 口座振替に関する業務 住民からの口座振替の申請に基づき、金融機関に対し手続きを行う。口座情報は、税務システム(収納)に登録する。</p> <p>◆軽自動車税賦課、収納関連業務</p> <p>(1) 軽自動車税賦課 地方税法に基づき、軽自動車等の4月1日現在の所有者に対し、車種等により賦課決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録、名義変更 <ul style="list-style-type: none"> ・中野ナンバーの場合 住民等から軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力し、標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)を交付する。 ・練馬ナンバーの場合 住民等から全国軽自動車協会連合会を通じて軽自動車税申告書(報告書)の提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力する。 ○ 廃車 <ul style="list-style-type: none"> ・中野ナンバーの場合 住民等から軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、標識番号(ナンバープレート)の提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力し、廃車申告受付書を交付する。 ・練馬ナンバーの場合 住民等から全国軽自動車協会連合会を通じて軽自動車税申告書(報告書)、又は転出車両情報リストの提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力する。 ○ ナンバープレート付替 <ul style="list-style-type: none"> ・中野ナンバー→中野ナンバー 軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書、標識番号(ナンバープレート)の提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力し標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)を交付する。 ・中野ナンバー→他自治体ナンバー 他自治体で手続き後、中野区に送付された課税物件異動通知書により、廃車の入力をする。
③システムの名称	税務システム(課税)、宛名システム、住民記録システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、住民情報連携基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税務システム(収納)、税

◎システム概要

務システム(軽自動車税)、滞納整理支援システム、中間サーバー、証明書自動交付(コンビニ交付)システム

2. 特定個人情報ファイル名	
1 課税台帳ファイル 2 収納管理情報ファイル 3 軽自動車税情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	◆番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ◆番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	◆番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税が含まれる項(27の項) ◆番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項であって、主務省令で定める情報に「道府県民税(都民税)」または「市町村民税(特別区民税)」が含まれる条項 (第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,39の2,40,43,43の4,43の5,44,44の5,45,47,49,49の2,51,53,54,55,58,59,59の2の2,59の2の3,59の3,59の4条) 【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税が含まれる項であって、主務省令で定める事務に、「道府県民税(都民税)」または「市町村民税(特別区民税)」並びに「軽自動車税」にかかる事務が含まれる条項(第20条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	区民部 税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民部 税務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務システム(課税)、課税業務支援システム、住民記録システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、住民情報連携基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税務システム(収納)、税務システム(軽自動車税)、滞納整理支援システム、中間サーバー	税務システム(課税)、課税業務支援システム、住民記録システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、住民情報連携基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税務システム(収納)、税務システム(軽自動車税)、滞納整理支援システム、中間サーバー、東京共同電子申請・届出サービス	事前	
平成28年4月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	◆番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	◆番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	事前	
平成29年9月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務システム(課税)、課税業務支援システム、住民記録システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、住民情報連携基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税務システム(収納)、税務システム(軽自動車税)、滞納整理支援システム、中間サーバー、東京共同電子申請・届出サービス	税務システム(課税)、課税業務支援システム、住民記録システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、住民情報連携基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税務システム(収納)、税務システム(軽自動車税)、滞納整理支援システム、中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月28日	<p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>	<p>◆番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)</p> <p>◆番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項であって、主務省令で定める情報に「道府県民税(都民税)」または「市町村民税(特別区民税)」が含まれる条項(第1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条)</p>	<p>◆番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)</p> <p>◆番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項であって、主務省令で定める情報に「道府県民税(都民税)」または「市町村民税(特別区民税)」が含まれる条項(第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,28,31,31の2,31の3,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の3条)</p>	事後	
	<p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>②事務の内容</p>	<p>◆ 特別区民税・都民税収納関連業務</p> <p>○ 賦課情報の入手 特別区民税・都民税の賦課情報を税務システム(課税)の賦課情報ファイルから入手する。</p> <p>◆特別区民税・都民税及び軽自動車税の滞納整理に関する業務</p> <p>○賦課・収納情報等の入手 特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課・収納情報及び住所等情報を税務システム、既存住基システムから入手する。</p>	<p>◆ 特別区民税・都民税収納関連業務</p> <p>○ 賦課情報の入手 特別区民税・都民税の賦課情報を税務システム(課税)の課税台帳ファイルから入手する。</p> <p>◆特別区民税・都民税及び軽自動車税の滞納整理に関する業務</p> <p>○賦課・収納情報等の入手 特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課・収納情報及び住所等情報を税務システム、宛名システムから入手する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	③システムの名称	税務システム(課税)、課税業務支援システム、住民記録システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、住民情報連携基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税務システム(収納)、税務システム(軽自動車税)、滞納整理支援システム、中間サーバー	税務システム(課税)、宛名システム、住民記録システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、住民情報連携基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税務システム(収納)、税務システム(軽自動車税)、滞納整理支援システム、中間サーバー、証明書自動交付(コンビニ交付)システム	事前	
	2. 特定個人情報ファイル名	1 賦課情報ファイル 2 賦課資料ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 軽自動車税情報ファイル 5 滞納整理情報ファイル	1 課税台帳ファイル 2 収納管理情報ファイル 3 軽自動車税情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル	事前	
	5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	区民サービス管理部 副参事(税務担当) 杉本 兼太郎	区民サービス管理部 副参事(税務担当) 矢島 久美子	事後	
	5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	区民サービス管理部 税務分野	区民部 税務課	事後	
	5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役所名	区民サービス管理部 副参事(税務担当) 矢島 久美子	税務課長	事後	
	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	区民サービス管理部 税務分野	区民部 税務課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p> <p>連絡先</p>	<p>区民サービス管理部 税務分野</p>	<p>区民部 税務課</p>	<p>事後</p>	
	<p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>	<p>◆番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)</p> <p>◆番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項であって、主務省令で定める情報に「道府県民税(都民税)」または「市町村民税(特別区民税)」が含まれる条項(第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,28,31,31の2,31の3,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の3条)</p>	<p>◆番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)</p> <p>◆番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項であって、主務省令で定める情報に「道府県民税(都民税)」または「市町村民税(特別区民税)」が含まれる条項(第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,28,31,31の2,31の3,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の3条)</p>	<p>事後</p>	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>	<p>◆番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)</p> <p>◆番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項であって、主務省令で定める情報に「道府県民税(都民税)」または「市町村民税(特別区民税)」が含まれる条項 (第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,28,31,31の2,31の3,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の3条)</p>	<p>◆番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,20,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)</p> <p>◆番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項であって、主務省令で定める情報に「道府県民税(都民税)」または「市町村民税(特別区民税)」が含まれる条項 (第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,28,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,51,53,54,55,58,59,59の2,59の2の3,59の3条)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>	<p>◆番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,20,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)</p> <p>◆番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項であって、主務省令で定める情報に「道府県民税(都民税)」または「市町村民税(特別区民税)」が含まれる条項 (第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,28,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,51,53,54,55,58,59,59の2,59の2の3,59の3条)</p>	<p>◆番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項)</p> <p>◆番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項であって、主務省令で定める情報に「道府県民税(都民税)」または「市町村民税(特別区民税)」が含まれる条項 (第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,39の2,40,43,43の3,43の4,44,44の5,45,47,49,49の2,51,53,54,55,58,59,59の2の2,59の2の3,59の3,59の4条)</p>	事後	